

○厚生労働省告示第三百三十四号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十一月十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

番号	疾患コード	病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義別病名 疾患コード
2755から 2765まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	なし
					3あり	3あり
3059から 3069まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	なし
					3あり	3あり
3274から 3276まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	なし
					3あり	3あり

改正前

番号	疾患コード	病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義別病名 疾患コード
2755から 2765まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	なし
					2あり	3あり
3059から 3069まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	なし
					3あり	3あり
3274から 3276まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	なし
					3あり	3あり

(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正)

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成二十四年厚生労働省告示第四百十号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表

改正前

別表

薬剂	番号
(略)	
ウバダシチニゾ水和物（当該薬剂の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年5月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3127
ウバダシチニゾ水和物（当該薬剂の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3116
ウバダシチニゾ水和物（当該薬剂の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3116
ウバダシチニゾ水和物（当該薬剂の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年5月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3060
ウバダシチニゾ水和物（当該薬剂の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年9月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2766、2767、2772、 2773及び2777から2780 まで
ウバダシチニゾ水和物（当該薬剂の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年9月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2766、2767、2772、 2773及び2777から2780 まで

薬剂	番号
(略)	
ウバダシチニゾ水和物（当該薬剂の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年5月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3127
ウバダシチニゾ水和物（当該薬剂の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3116
ウバダシチニゾ水和物（当該薬剂の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3116
ウバダシチニゾ水和物（当該薬剂の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年5月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3060

78	<p>乾燥濃縮人C1ーイソククチペーター（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年9月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	3701	(新設)	(新設)	(新設)
79	<p>ズレカズレピル水和物／ピズレソタズピル（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年6月20日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	2814	(新設)	(新設)	(新設)

附 則

この告示は、令和四年十一月十六日から適用する。